

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・
いきいきと暮らせるまち・もろやま

団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年は、本計画期間の2年目に迎えます。さらに団塊ジュニア世代の全てが65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する一方で、生産年齢人口の急激な減少が予測されています。生産年齢人口の減少により、サービス需要に見合った介護人材の慢性的な不足が見込まれており、介護人材の安定的な確保は介護保険制度を運営していく上で重要な要素となっています。

また、近年では支援ニーズが複雑化・複合化していることで、介護保険制度だけでは解決できない場面も増えており、これまでの制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係性を超えて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合う「地域共生社会」の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を引き続き町の実情に応じて構築していくことが重要となります。

そのため、本計画の期間の中では、第8期計画までの成果や課題を継承し、住民一人ひとりが互いに協力し支え合い、多様な主体が連携、協働していくことで地域づくりを進めていくため、「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま」を基本理念に掲げ、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

2 基本目標

本計画における基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定し、以下の主な視点を踏まえて、各種施策や取組を位置づけます。

■ 基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域で、自立した暮らしを長く続けていくためには、生きがいづくりや地域活動等の社会参加が欠かせない要素です。

令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）において、「地域の自主的な健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行うとしたら、あなたはその活動に参加してみたいか」を調査したところ、3.5%が「積極的に関わりたい」、21.0%が「参加だけしてみたい」と回答した一方、41.8%が「参加したくない」と答えるなど、社会活動に対する関心が高くない現状があります。

生涯学習やスポーツ・レクリエーション、地域活動等といった社会活動を通して生きがいを持つことは、人と人とのつながりが生まれ、活動的になり、ひいては健康に対する好循環も生み出します。

本町では、ゆずっこ元気体操といった高齢者が集まる場（通いの場）などで介護予防事業（ポピュレーションアプローチ）を行うなど、健康に対する意識の向上を図りながら、慢性疾患や生活習慣病の予防にかかる、健康づくりの普及啓発、特定健康診査（特定健診）、後期高齢者健康診査や保健指導、健康相談等に取り組んでおり、今後も高齢者一人ひとりが充実した日常を住み慣れた地域で送れるように支援していきます。

■ 基本目標2 安心して暮らせるまちづくりの推進

「ニーズ調査」において、介護や介助が必要になったときに暮らす場所の希望について、約5割の回答者が「現在のところで住み続けたい」と回答しています。また、人生の最期の期間（終末期）を過ごす場所の希望でも、6割以上が「自宅」と回答しており、住み慣れた地域で安心して暮らすことは重要な要素となります。

また、高齢化の進展により、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯が増えていくことが予測されており、高齢者の孤立や孤独を防ぐ面からも、人と人とが関わりあう社会活動への参加や地域住民を中心とした見守り活動といった支え合い活動を通じた地域づくりが重要になります。ボランティア活動や地域見守りネットワークの体制を整備するなど、多様な主体による支え合い活動が活発になるよう支援します。

■ 基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、地域共生社会の実現に向け、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の提供体制を見直し、地域包括支援センターを中心に、各関係機関等の連携を強化し、地域の実情に即した仕組みとなるよう充実させていきます。

フレイル予防、健康づくりへの動機づけ等、一般介護予防事業（ゆずっこ元気体操）等への参加を促すことで疾病予防、重度化防止を進めていきます。また、医療と介護が連携し、多職種による協議・情報の共有を交えながら有機的につながり、要介護の状態となっても、できる限り在宅生活を送ることができるよう、連携体制を構築していきます。また、高齢者本人に対する支援のみでなく、家族介護者（ケアラー）にも目を向け、体制整備を進めていくことが重要となってきます。

認知症への取組では、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5（2023）年6月14日に成立しました。この法律では、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。

本町は、認知症施策推進総合戦略や認知症施策推進大綱に基づき、認知症本人や家族の視点とともに、「共生」と「予防」の観点から施策を推進してきました。認知症は早期発見、早期受診、早期診断、早期治療が重要となります。そのため、これまでも地域包括支援センターと認知症疾患医療センター、地域の介護サービス事業者等が連携して認知症初期集中支援チームを設置するなど初期からの対応を速やかに行える体制を整えるとともに、家族介護者の負担軽減、認知症への理解を深めるための啓発活動等に取り組んできましたが、今後も更なる充実を図っていきます。

また、認知症等により判断機能が低下した人に対しては、権利や財産の保護、契約行為をはじめとする法律行為等に関する支援として、成年後見制度等の利用促進や詐欺・消費者被害防止を含めた権利擁護を推進していきます。

認知症の「共生」と「予防」

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

ここで示す「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても、ともに生きるという意味を示しています。認知症を自分事としてとらえ、暮らしの中の困難が生じた場合であっても、重症化を予防しつつ、まわりの人や地域の協力のもと、本人が希望を持って前を向き、自身の力を活かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら、自分らしく暮らし続けていける社会が求められています。

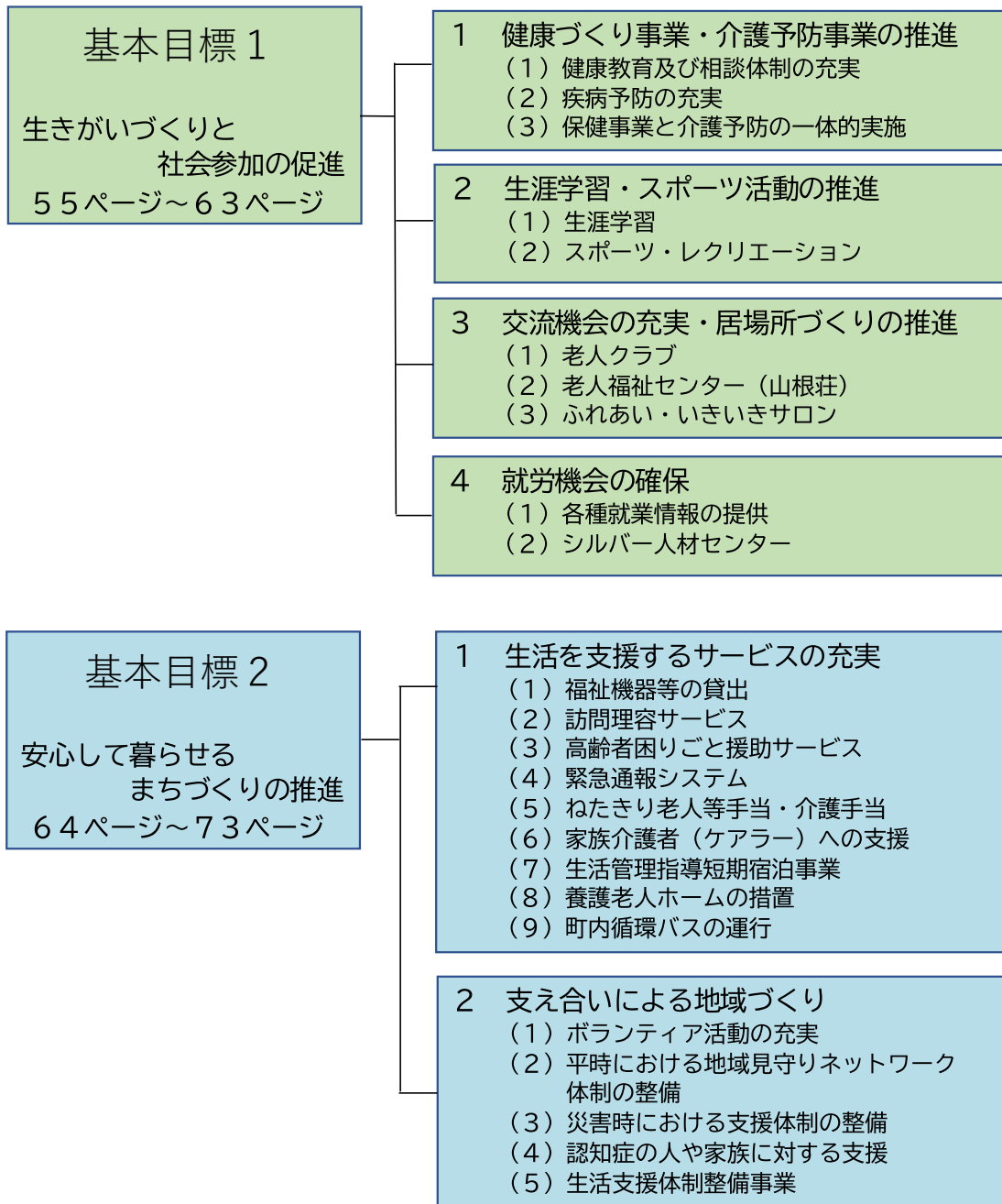
また、「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で用いられており、認知症を完全に防ぐということは現時点では困難であることから、「認知症にならない」という意味ではないことに留意する必要があります。

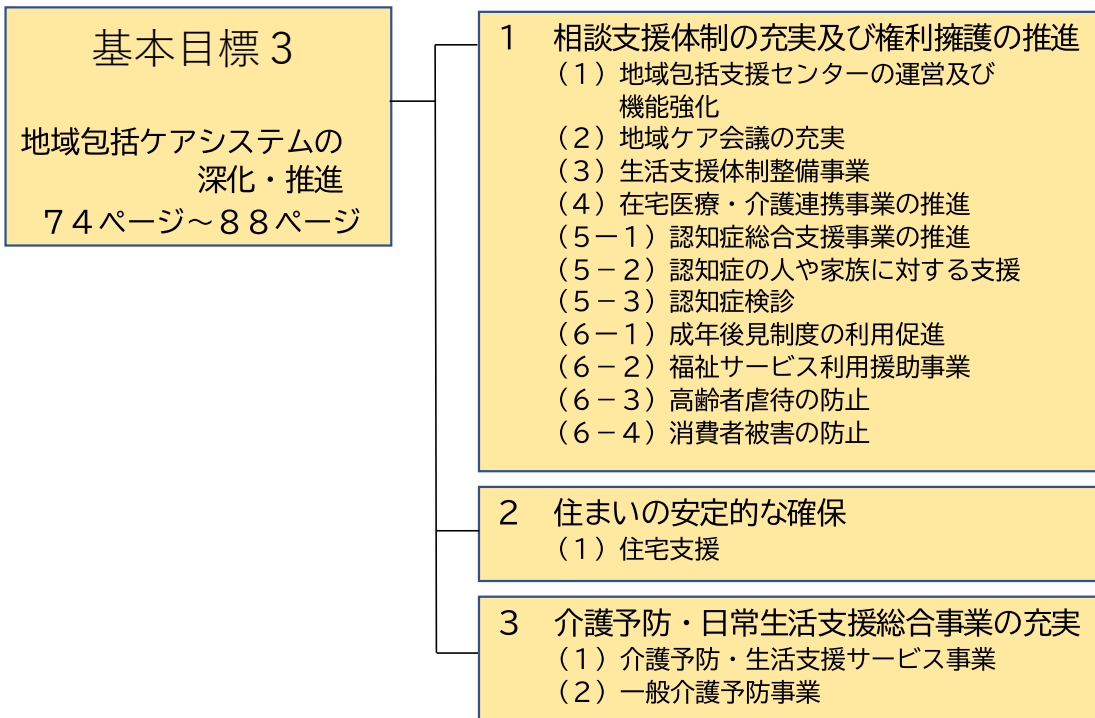
運動不足の改善、糖尿病や高血圧症など、生活習慣病の予防、社会参加による孤立の解消や何かの役割を持ち続けることで、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。予防に関する科学的根拠の収集、普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた認知症への「備え」が重要です。

3 計画の体系

基本理念

住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・
いきいきと暮らせるまち・もろやま



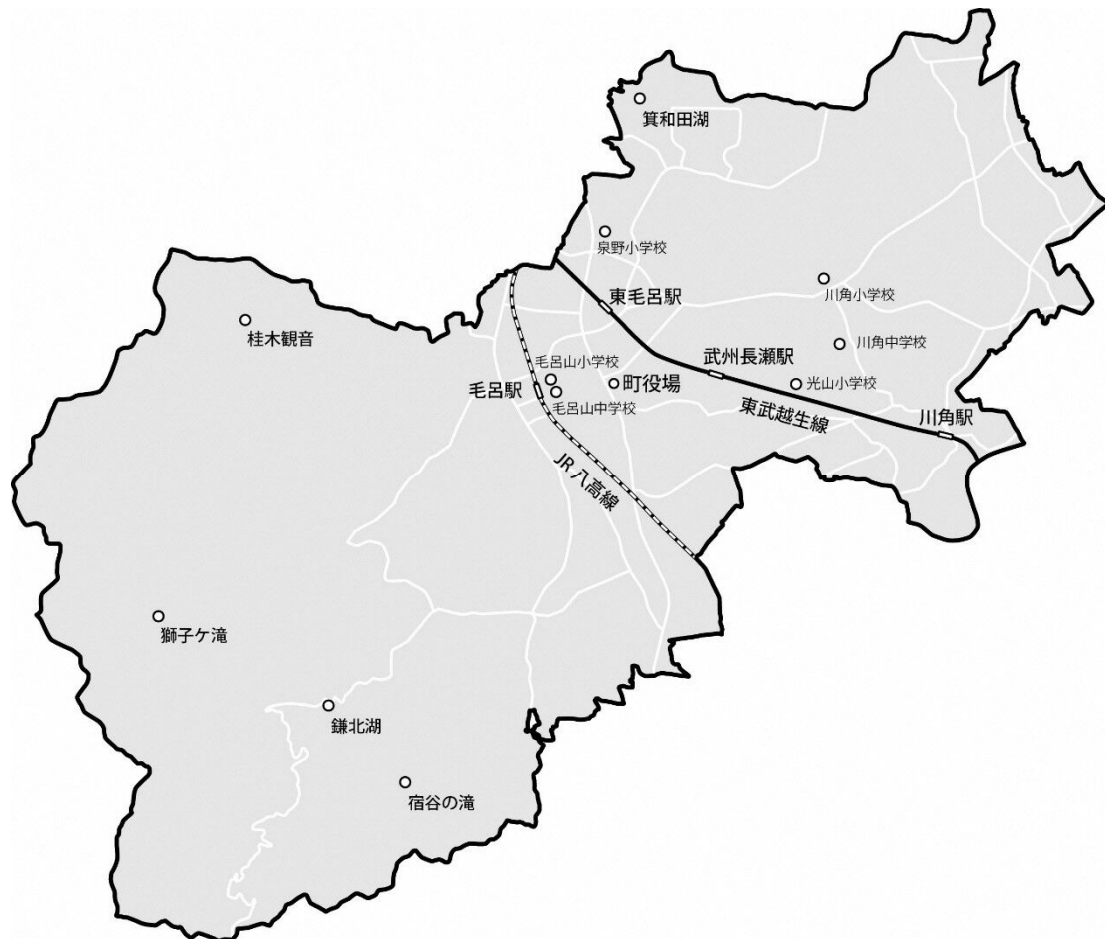


4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件に基づいて、各保険者が設定しています。

本町は、第3期計画から町全体を1つの日常生活圏域と定め、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

日常生活圏域の設定にあたり、本町では人口規模や地理的条件、日常生活の利便性などを考慮しても、生活形態に大きな変化はみられず、また、令和4年度に実施した「毛呂山町高齢者実態調査」においても、地域間の差はみられませんでした。そのため、今回の第9期計画においても、町全体を1つの日常生活圏域として設定しました。



【日常生活圏域】

圏域名	設置数	管轄地域
毛呂山町日常生活圏域	1 か所	毛呂山町全域

5 計画の実施・進行管理及び評価

(1) 計画の実施・推進体制

本町における高齢者保健・福祉施策や介護保険事業を円滑に推進するためには、計画を総合的な観点から推進する体制を整備し、取組を進めていく必要があります。

そのため、各事業担当課を中心に、サービス提供に係る事務の効率化や相談窓口の機能充実に向けた体制整備等により、施策の効果的な推進を図ります。また、高齢者の保健・福祉施策に関係する行政分野は多岐にわたるため、庁内各課の横断的な連携体制の更なる強化を図ります。

さらに本町では、「介護保険運営審議会」を設置しており、関係機関・団体の連携のもとで、計画の策定・進行管理を含め、適切な推進を図ります。

(2) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

本計画には、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】を導入し、計画の進行管理を適切に行います。

具体的には、毎年度、高齢者保健・福祉施策や介護保険事業の実績、進行状況を把握するとともに、基本施策ごとに設けられた評価指標（目標値）を基準として評価を行い、その進捗・達成状況の点検・調査を行います。

点検・調査結果は、「介護保険運営審議会」において報告し、次年度以降の計画推進及び次期計画の策定時の施策展開の改善につなげられるよう、課題の分析や評価・検証、重点的に取り組むべき事項の検討等を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

また、本計画の最終年度には、全体総括を行い、次期計画の策定に反映させていきます。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ

